

要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断への県の支援制度について

香川県土木部建築指導課

■目的

建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という）が一部改正され、地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある不特定多数の者が利用する大規模な建築物（以下「要緊急安全確認大規模建築物」という。）の所有者に対して、耐震診断を行い、所管行政庁に報告することを義務付ける措置を講じた。大地震が発生した際に、県民の生命・身体の安全を確保するため、要緊急安全確認大規模建築物の耐震化の促進を図る。

■県の支援の方針

県は、民間の要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断に対する補助制度を新たに創設し、耐震診断を行う民間事業者に補助する市町に対し補助を行う。

■補助対象建築物

法附則第3条に規定する耐震診断が義務付けとなる要緊急安全確認大規模建築物。原則として建築基準法に適合していること。

■補助対象事業

補助対象事業を以下のとおりとする。

○耐震診断

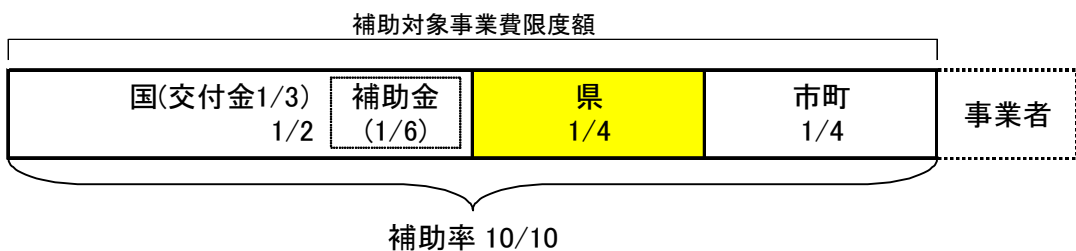
国の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針の「建築物の耐震診断の指針」に示す方法により、耐震診断を行う者として必要な知識及び技能を修得させるための講習として国土交通大臣の登録を受けたもの（登録耐震診断資格者講習）を修了した一級建築士又は国土交通大臣が定める者が行う耐震診断。

■補助率等

補助率

県費は補助対象事業費限度額の $\frac{1}{4}$ を補助する。

国は、耐震対策緊急促進事業で補助金の追加を行うため、地方も国と同額の負担による支援を行う。ただし、平成28年3月31日までに着手したものに限る。



補助対象事業費限度額の算定については、補助対象面積に以下の m^2 当たりの単価を乗じて算出。

- (1) 面積 $1,000 \text{ m}^2$ 以内の部分は、 $2,000 \text{ 円/m}^2$
- (2) 面積 $1,000 \text{ m}^2$ を超えて $2,000 \text{ m}^2$ 以内の部分は、 $1,500 \text{ 円/m}^2$
- (3) 面積 $2,000 \text{ m}^2$ を超える部分は、 $1,000 \text{ 円/m}^2$

注) 国の補助金 ($\frac{1}{6}$) については、国から事業者へ直接補助となる。

耐震診断の事業期間

平成25年11月25日～平成28年3月31日

※補助要件など詳しくは、高松市建築指導課にお問い合わせください。